

世田谷区環境マネジメントシステム
「ECOステップせたがや」第三者評価

改善提案書

令和3年2月

アオイ環境株式会社

第三者評価での確認結果及び所見から、E C Oステップせたがやに対する改善提案は、次に示すとおりです。

これらの各改善提案については、第三者評価報告書で改善・観察事項として挙げた「環境関連法令の遵守」に係る提案をはじめ、適宜、対応していただくことが期待されます。

<計画 (Plan) >

(1) 各課・施設での行動目標の設定

毎年度の目標設定の際には、環境マネジメントシステム事務局より必ずしも定量的な目標でなくても構わない旨について説明しているとのことですが、数値目標を立てられる取組みにおいては、できるだけ数値目標を設定することで、職員一人一人の積極的な行動に結びついていくことが考えられます。例えば、ある施設ではE S C O事業の導入にあたりエネルギー使用量に関する数値目標が明確になったことで、職員のみならず施設の管理・運営委託事業者や関係する事業者も含めて省エネのための積極的な行動に結びつき、成果が表れていました。数値目標を設定することにより、施設に関わる者の意識が変わり、職場での積極的な行動や改善提案など結びついた例といえます。

取組み方針に基づく各課・出先職場での環境目標の設定において、数値目標を設定することにより取組みの創意工夫や具体的な行動を引き出す効果もあることを示すことで、職員一人一人の積極的な行動を促すとよいと考えられます。

<実施 (Do) >

(2) 省エネルギーのための運用改善に役立つ情報提供

「E C Oステップせたがや」運用ハンドブック」では、省エネ・省資源の取組みのための各職場や施設で運用のヒントなる情報が掲載されています。平成 24 年 10 月の発行後、省エネ・省資源に関する情報は、新しい情報や情報の更新なども考えられます。また、ペーパーレスにより各職場のパソコンで閲覧されることも考慮し、「E C Oステップせたがや」運用ハンドブック」の閲覧者が直接参考情報にアクセスできるようにリンクを活用するなどにより、課・出先職場での活動意欲の向上につなげていくことが考えられます。過去のエネルギー管理のポイントや、省エネの事例、これまでの優良事項なども活動の実績も多くあるため、これらの情報を活用し「E C Oステップせたがや」運用ハンドブックを更新し、改訂することによって、E C Oステップの取組みでの気づきにつながり、また活動のマナー化の防止にもつながると考えられます。

(3) 環境事故への準備及び対応

「E C Oステップせたがや」では、環境事故の可能性の調査により、想定される環境事故等に対し対応手順を設け、日ごろから職員に周知するとともに、定期的に対応の訓練を実施することとしています。これら想定される環境事故等は、業務等を通じて作成している場合が多いようです。

環境事故等は、万が一発生した場合は環境への悪影響が大いに想定されるため、環境事故への対応について、「E C Oステップせたがや」の取組みが定着し浸透することで意識も薄れてしまうことのないよう、当該職場の担当職員又は担当委託事業者のみならず、職場全体で共有し、その認識を高めていく必要があります。

(4) 環境研修や職員への啓発

年間の研修計画に基づき、事務説明会や環境関連法令研修などが実施されていますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症予防対策の一環から、事務説明会については集合研修でなく資料配布を通じて実施されました。今まででも、全ての課・出先職場の環境マネージャーや施設環境マネージャー等の出席は難しい状況でしたから、デジタルを活用した資料配布などによる研修の実施により対象者全員に行き届くことが期待されます。一方で、資料配布では確実に対象者へ届いているか、それらの内容を理解してくれているか、不明瞭な点が懸念されます。そのため、対象者が着実に学べるよう呼びかける工夫が求められます。

今後の運用において、これまで実施しているような職員向けの広報やメール配信での情報提供は引き続き実施するとともに、例えばリモート研修やイーラーニングなどのシステムを使用することで、環境研修などの研修の受講者や受講人数を把握したり、イーラーニング等のシステムを使用して研修受講後に理解度テストをおこなうなど、現在の運用での課題解決に向けてデジタル技術の活用が望まれます。そして今後も状況の変化に合わせて、さまざまな手法を用いて職員の意識向上を図っていくとよいと考えられます。

(5) 効果的な取り組み情報の公開・発信

「E C Oステップせたがや」の取組み成果やベストプラクティス・優良取組み事例を区のホームページ上で公表しています。

区内最大規模の事業者として、環境配慮及び環境保全に関する行動を率先して実施していくことを目的とした「E C Oステップせたがや」の取組み成果について、庁内だけでなく区民など一般に向けて見える化をする際には、より効果的で環境配慮行動への促進となるようナッジ等^{参考)}の行動科学の知見を取り入れるなど工夫していく必要があると思われます。

<参考>

- ・ ナッジ (nudge : そっと後押しする) とは、行動科学の知見 (行動インサイト) の活用により、「人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れ

るように手助けする政策手法」です。人々が選択し、意思決定する際の環境をデザインし、それにより行動をもデザインすることです。選択の自由を残し、費用対効果の高いことを特徴として、欧米をはじめ世界の200を超える組織が、あらゆる政策領域に行動インサイトを活用しています。

(参考引用；環境省 日本版ナッジ・ユニット (BEST) について)

<点検 (Check) >

(6) 行動計画のプロセスが見える仕組みの工夫

行動計画の記載について、取組み結果の達成・未達成理由の記載がされていない場合もあり、記載内容のレベル感の違いが見受けられました。取組みの結果の記載だけではなく、取組みの中間プロセスが見えてくるような仕組みにすることで、次年度の活動につながり、継続的な改善につながることと考えられます。

(7) 環境法令（廃棄物処理法）の遵守徹底

今回の第三者評価にて訪問した公共施設では、指定管理者及び委託先業者の積極的な協力のもと環境負荷削減の取組みが実施され、成果につながっている状況が確認されました。一方で、廃棄物処理に関する環境法令の遵守については、廃棄物保管場所への掲示や記載内容の漏れや、「産業廃棄物管理票 (マニフェスト)」のA票への担当者の記載漏れなど、いくつか改善すべきことが見つかりました。年に1回実施されている「E C Oステップせたがや」の環境監査においても、廃棄物処理法の遵守に関する観察事項や改善事項が毎年数件報告されています。

廃棄物処理法の遵守においては、廃棄物の排出される施設など現場における保管管理と、「産業廃棄物管理票 (マニフェスト)」や東京都への「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」の提出など書類の管理が必要です。そのため、施設などにおける現場の担当者のみならず、その管理者や所管課における担当者も、遵守事項を把握したうえで実施していくことが重要となります。

廃棄物処理法の遵守について、適切にされている施設や部署もあり、各施設の現場の担当者は一定の法令知識を保持し対応していることが確認できました。これらは、事務局の実施する環境関連法令研修の成果が出ていると考えられますが、施設や現場の担当者のみならず、所管課の担当者においても同様に知識を保持するとともに実際に目で見て確認することも必要と考えます。実際の書類や現場を目で見て確認したうえで、「環境関連法令チェックシート」に沿った遵守状況の把握をすることで、環境関連法令の継続的な遵守につながると考えられます。

以上